官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一一三五～一一四一）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一一四二～一一四五）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一一四六～一一四八）　九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一一〇四）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公文書等の管理に関する金融経済教育推進機構公示、企業年金基金清算結了・清算人退任、日本弁護士連合会懲戒処分関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係
会社その他
会社決算公告

その他告示

○財務省告示第一百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第475回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で1,977,900,000,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,355,800,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,504,544,200,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で621,900,000,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で212,900,000,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　1,980,173,655,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　622,615,185,000円

213,144,835,000円

8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円11銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円11銭５厘
12　利率	年0.9％
13　初期利子	令和８年２月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和９年８月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和７年８月１日

○財務省告示第二百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第179回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,842,100,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,271,599,550,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で570,500,450,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で557,200,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,837,238,340,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	555,751,280,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月14日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円71銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭
12　利率	年1.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{55}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和12年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年８月14日

○財務省告示第二百三十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第379回)
2　発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項

3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,007,300,000,000円 うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で393,730,050,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で783,248,100,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で830,321,850,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で228,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で592,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,013,789,400,000円
⑵　非競争入札発行	228,729,600円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	593,994,720,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月６日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき100円18銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円32銭
12　利率	年1.5％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{47}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和17年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年８月６日

○財務省告示第二百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・10年）（第30回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で250,000,000,000円
7　払込金額	252,326,265,000円
8　最低額面金額	100,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月18日
11　発行価格	額面金額100円につき99円30銭
12　利率	年0.005％
13　発行日の想定元金額	額面金額の総額×1.01642
14　想定元金額の計算方法	各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の３月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を109.6で除して得た数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。

15　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×1.01642×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{161}{365}$
16　初期利子	令和７年９月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。）。 第14号の規定により算出された支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　第２期以後の利子	毎年３月10日及び９月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。 第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額×$\frac{0.005}{100}$×$\frac{1}{2}$
18　償還期限	令和17年３月10日
19　償還金額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額 ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20　元利金支払場所	日本銀行
21　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
22　払込期日	令和７年８月18日

○財務省告示第二百三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第193回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で606,100,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で192,050,600,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で414,049,400,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で193,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	599,632,750,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	191,033,830,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月20日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円80銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円93銭
12　利率	年2.5％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{61}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和27年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年８月20日

○財務省告示第二百四十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第87回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で534,300,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で324,601,200,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で209,698,800,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で165,000,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で46,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	510,269,100,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	157,575,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	44,312,000,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月８日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき95円35銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき95円50銭
12　利率	年2.8％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{49}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和37年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年８月８日

○財務省告示第二百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第360回、第361回、第371回、第376回及び第378回）、利付国庫債券（20年）（第121回、第122回、第124回、第126回、第128回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第139回、第140回、第141回、第142回、第143回、第153回、第164回、第168回、第169回、第170回、第171回、第172回及び第174回）及び利付国庫債券（30年）（第６回、第31回及び第33回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で649,000,000,000円 内訳（別表のとおり）
7　払込金額	645,906,190,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月22日
11　発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12　利率	（別表のとおり）
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）
16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円
17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年８月21日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18　元利金支払場所　日本銀行
19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日　令和７年８月22日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第360回）	0.1％	令和12年９月20日	44,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	85,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第371回）	0.4％	令和15年６月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第376回）	0.9％	令和16年９月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第378回）	1.4％	令和17年３月20日	31,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	124,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	14,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	14,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	6,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	21,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	72,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	2,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	18,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	45,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	13,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	16,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第153回）	1.3％	令和17年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第164回）	0.5％	令和20年３月20日	15,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第168回）	0.4％	令和21年３月20日	3,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第169回）	0.3％	令和21年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第170回）	0.3％	令和21年９月20日	11,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第171回）	0.3％	令和21年12月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第172回）	0.4％	令和22年３月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第174回）	0.4％	令和22年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第６回）	2.4％	令和13年11月20日	15,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第31回）	2.2％	令和21年９月20日	2,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第33回）	2.0％	令和22年９月20日	42,000,000,000円

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（20年）（第182回、第191回及び第192回）、利付国庫債券（30年）（第34回、第35回、第36回、第39回、第40回、第43回、第44回、第45回、第48回、第49回、第50回、第51回、第52回、第55回、第56回、第60回、第61回、第72回、第79回及び第82回）及び利付国庫債券（40年）（第１回、第２回、第４回、第５回、第６回、第７回、第８回、第９回、第10回、第11回、第14回及び第17回）
2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額　額面金額で349,200,000,000円
　内訳（別表のとおり）
7　払込金額　278,459,662,000円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　　行　　日　令和７年８月27日

11　発　行　価　格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利　　率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利　　子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償　還　期　限　（別表のとおり）

16　償　還　金　額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年８月26日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者

20　払　込　期　日　令和７年８月27日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第182回）	1.1％	令和24年９月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第191回）	2.0％	令和26年12月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第192回）	2.4％	令和27年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	21,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	17,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	98,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第39回）	1.9％	令和25年６月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第40回）	1.8％	令和25年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7％	令和26年６月20日	10,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7％	令和26年９月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第45回）	1.5％	令和26年12月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第48回）	1.4％	令和27年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第49回）	1.4％	令和27年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第50回）	0.8％	令和28年３月20日	14,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第51回）	0.3％	令和28年６月20日	7,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第52回）	0.5％	令和28年９月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第55回）	0.8％	令和29年６月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第56回）	0.8％	令和29年９月20日	16,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第60回）	0.9％	令和30年９月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第61回）	0.7％	令和30年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第72回）	0.7％	令和33年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第79回）	1.2％	令和35年６月20日	17,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第82回）	1.8％	令和36年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第１回）	2.4％	令和30年３月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第２回）	2.2％	令和31年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第４回）	2.2％	令和33年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（40年）（第５回）	2.0％	令和34年３月20日	700,000,000円
利付国庫債券（40年）（第６回）	1.9％	令和35年３月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第７回）	1.7％	令和36年３月20日	8,100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第８回）	1.4％	令和37年３月20日	28,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第９回）	0.4％	令和38年３月20日	29,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第10回）	0.9％	令和39年３月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第11回）	0.8％	令和40年３月20日	7,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第14回）	0.7％	令和43年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第17回）	2.2％	令和46年３月20日	500,000,000円

○財務省告示第二百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年八月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第474回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で11,377,050,000円
6	払込金額	11,378,187,705円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年８月７日
10	発行価格	額面金額100円につき100円１銭
11	利率	年0.7％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{0.7}{100}$×$\frac{37}{365}$
13	初期利子	令和８年１月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年１月１日及び７月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和９年７月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年８月７日

○財務省告示第二百四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年八月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第179回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で4,033,900,000円
6	払込金額	4,047,615,260円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年８月13日
10	発行価格	額面金額100円につき100円34銭
11	利率	年1.0％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{54}{365}$
13	初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和12年６月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和７年８月13日

○財務省告示第二百四十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年八月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第379回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で8,025,900,000円
6	払込金額	8,098,133,100円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和７年８月７日
10	発行価格	額面金額100円につき100円90銭
11	利率	年1.5％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{48}{365}$
13	初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$

14　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和17年６月20日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　払込期日	令和７年８月７日

○財務省告示第二百四十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年八月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第182回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で54,884,530,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年８月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年0.76％
10　初期利子	令和８年２月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.76}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和10年８月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年８月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店
16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年８月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年２月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×２
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年８月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年２月15日から令和８年８月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年２月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百四十七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年八月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第172回)
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で137,710,620,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年８月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　利率	年0.96％
10　初期利子	令和８年２月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.96}{100}$×$\frac{1}{2}$
11　第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12　償還期限	令和12年８月15日
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　払込期日	令和７年８月15日
15　払込場所	日本銀行の本店又は支店

16　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年８月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年２月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{1}{2}$
17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年８月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年２月15日から令和８年８月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年２月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第二百四十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年八月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第184回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で110,415,870,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和７年８月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年0.96％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和８年２月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{0.96}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年２月15日及び８月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和17年８月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和７年８月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和８年８月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年８月15日から令和９年２月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年２月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年８月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年２月15日から令和８年８月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年２月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年九月五日次のとおり決定された。

令和七年九月九日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、東村	国有 公有 民有	土地：約三四、九四二、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、〇〇〇平方メートル 土地：約三五〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有	土地：約一七六、〇〇〇平方メートル 土地：約一四〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二、三七七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村、宜野座村、金武町	国有 公有 民有 国有	土地：約三八六、〇〇〇平方メートル 土地：約二九、二七八、〇〇〇平方メートル 土地：約六、四七〇、〇〇〇平方メートル 建物：約九、五〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約二、七〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇一九	金武レッド・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 民有	土地：約四、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約八、〇〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約二四三、〇〇〇平方メートル 水域：約二、八六八、〇〇〇平方メートル
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ訓練場	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有 民有	訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約四、八〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 土地：約六八、〇〇〇平方メートル 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市、沖縄県中頭郡読谷村、嘉手納町	国有 民有	土地：約九、五〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約四、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇二八	天願桟橋	うるま市	国有 民有	土地：約五、一〇〇平方メートル 土地：約三、三〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇二九	キャンプ・コートニー	うるま市	国有 民有	土地：約六〇平方メートル 土地：約一、七〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 公有 民有	土地：約五、二〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約七〇、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町、北中城村	国有 民有 国有	土地：約三、五〇〇平方メートル 土地：約三一、〇〇〇平方メートル 建物：約一一、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約六、〇〇〇平方メートル 土地：約一〇八、〇〇〇平方メートル 水域：約三九、三二八、〇〇〇平方メートル 工作物：橋梁 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 公有 民有 国有	土地：約二、八〇〇平方メートル 土地：約二、〇〇〇平方メートル 土地：約二三、〇〇〇平方メートル 建物：約二三、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 公有 民有 国有	土地：約一四、〇〇〇平方メートル 土地：約七、七〇〇平方メートル 土地：約五九、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約三九、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 土地：約二四五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間
六〇七七	鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町	公有	
六〇七八	出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村	公有	

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約七、〇〇〇平方メートル 建物：約四、八〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月二十五日から同年十月十日までの間 二　収のための追加期間 航空自衛隊三沢基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	公有 国有	土地：約一八〇平方メートル 工作物：鋪床等 工事用地として追加提供する。 使用期間：日米合同委員会の承認の日から令和九年六月三十日までの間 建物：約二〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十五日から同月十九日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊春日基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二一	築城飛行場	春日市	国有	土地：約一、三〇〇平方メートル 土地：約七、一〇〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十六日から同月二十二日までの間 航空自衛隊那覇基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九一	那覇飛行場	那覇市	国有 民有 国有 国有	土地：約七、〇〇〇平方メートル 土地：約七〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有 民有 国有 国有	土地：約二、六〇〇平方メートル 土地：約七〇平方メートル 建物：約二、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十六日から同月二十二日までの間 航空自衛隊那覇基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有 国有	土地：約五、九〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十二日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九四	南那覇駐屯地	那覇市	国有	建物：約一、五〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月五日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地：約四、四〇〇平方メートル 建物：約一、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和七年九月十二日から同年十月三日までの間 陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九三	浜松飛行場	浜松市	国有	土地：約六〇〇、〇〇〇平方メートル 建物：約二三〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和七年九月十五日から同月十九日までの間 二　収のための追加期間 航空自衛隊浜松基地の施設の一部である施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

諸事項

公告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エアシス　中島　　忠　兵庫県神戸市西区前開南町２―14―９　国土交通大臣許可（般特―５）第27079号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年６月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社尾田組　尾田　安信　奈良県奈良市高畑町738―２　国土交通大臣許可（特―４）第1600号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年６月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケイアイコーポレーション　金沢　元男　福井県敦賀市新松島町１―26―Ｊ　国土交通大臣許可（般―４）第26369号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富士興業株式会社　谷山　勝巳　大阪府大阪市北区堂島浜１―４―16アクア堂島ビル西館　国土交通大臣許可（般特―３）第268号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シイナ　椎名　　節　大阪府大阪市中央区和泉町１―１―14シイナＨＤビル谷町　国土交通大臣許可（般特―６）第25577号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アスカ　水口　慎吾　大阪府大阪市福島区海老江１―９―23　国土交通大臣許可（特―３）第24327号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クボタアグリサービス株式会社　鶴田　慎哉　兵庫県尼崎市浜１―１―１　国土交通大臣許可（特―４）第24566号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月９日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑷②ハに掲げる表に次のとおり加える。

関越自動車道の 長岡インターチェンジ	令和７年９月10日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

公文書等の管理に関する金融経済教育推進機構公示第１号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

令和７年９月９日

金融経済教育推進機構理事長　安藤　　聡

東京都中央区日本橋室町２丁目３番１号室町古河三井ビルディング　金融経済教育推進機構事務所経営戦略部経営管理課内

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和７年８月15日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月９日

東京都千代田区麹町五丁目２番地１
オリエントコーポレーション企業年金基金
清算人　奥本　丈士

特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

令和７年９月９日　　敦賀市長　米澤　光治

１　対象となる特定空家等
　所在地　福井県敦賀市阿曽67号30番地１
　用　途　不明

２　措置の内容　当該建築物の除却等
　当該建築物等をそのまま放置すれば倒壊等により周辺の生活環境の保全が図られなくなるおそれがあることから、建築物を除却し、及びその敷地に放置されている動産等を搬出して適法に処理すること。

３　措置の期限　令和７年10月８日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。なお、当該措置後所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い
　市長又は措置実施者が３の措置を行うときは、本件特定空家の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等に権利を主張しようとする者は、３の期限までに６の担当課まで通知すること。

５　敦賀市役所掲示場への掲示
　この公告の内容については、敦賀市公告式条例第２条第２項に規定する敦賀市役所掲示場において掲示する。

６　担当課
　住所　敦賀市中央町２丁目１番１号
　所属　敦賀市建設部住宅政策課空き家対策室
　連絡先　0770―22―8141

会社その他の公告

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

岩手県花巻市若葉町二丁目一四番三九号

一般財団法人岩手理容美容専門学校

代表清算人　柴入　裕一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

岩手県盛岡市永井一七地割七〇番地二〇

株式会社イークス

代表清算人　村井　由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

山形県村山市楯岡新町一丁目四番一五号

有限会社松岡製作所

代表清算人　松岡利宇子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

茨城県桜川市友部二一九番地の一

有限会社奥村工業

清算人　奥村　俊和

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

群馬県前橋市三河町二丁目一六番一四号

有限会社共同不動産

清算人　大野　豊文

解散公告

当法人は、令和七年四月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

群馬県前橋市元総社町一丁目五番一号富田マンション一〇七

特定非営利活動法人市民立ぐんまＮＰＯセンター

清算人　草場　史子

清算人　今井　潤子

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

群馬県伊勢崎市北千木町九二一番地

株式会社星野工務店

清算人　星野　昌宏

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

埼玉県川口市桜町一―一一―一一

株式会社ＬＣ

代表清算人　陳　柏　杓

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

埼玉県草加市氷川町一一七番地六

ベズリー・アンド・パイク・ジャパン株式会社

代表清算人　田中美佐子

解散公告

当社は、令和七年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

埼玉県所沢市けやき台一丁目二番一号

株式会社ナマステジャパン

代表清算人　浅井　和史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

千葉県佐倉市王子台四丁目三番地一三

滝工業有限会社

清算人　滝　修一郎

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

千葉県松戸市高塚新田五九三番地四三

東亜オフィス株式会社

代表清算人　上田　惠子

解散公告

当社は、令和七年五月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都渋谷区神南一―一一―四ＦＰＧリンクス神南五階

合同会社共栄リンクス

清算人　山田　拓司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都中央区晴海二丁目二番四二号

合同会社サーフライダー

清算人　鈴木香央里

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都文京区目白台一丁目八番三号

株式会社法学書院

代表清算人　椎野　綾子

解散公告

当法人は、令和七年九月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

一般社団法人大阪レジデンシャルマスターリース　代表清算人　菊地　耕平

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都足立区六木三丁目二六番六号

有限会社豊星機設

清算人　星野　征夫

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都墨田区横川三丁目六番七号二―Ｊ室

信捷医療設備株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都豊島区東池袋一丁目三五番三号池袋センタービル八階

株式会社アクロビジョンテクノロジーズ

代表清算人　末光　正志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都豊島区東池袋一丁目三五番三号池袋センタービル八階

株式会社アクロビジョンエンジニアリング

代表清算人　末光　正志

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都杉並区和泉四丁目四四番二七号リルシア方南町三〇三号　株式会社ＧＦＷ

代表清算人　稲澤　鈴乃

解散公告

当法人は、令和七年九月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都中央区日本橋二丁目二番二一号日本橋二丁目ビル四階スリーエス内

一般社団法人新庄ヒルズカントリークラブ

代表清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年九月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都中央区日本橋二丁目二番二一号日本橋二丁目ビル四階スリーエス内

新庄ＨＣＣ合同会社

代表清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年九月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都中央区日本橋二丁目二番二一号日本橋二丁目ビル四階スリーエス内

新庄ヒルズカントリークラブ合同会社

代表清算人　松村　健一

解散公告

当法人は、令和七年八月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

神奈川県相模原市中央区陽光台二丁目二番六号　特定非営利活動法人ＥＧＡＯ

清算人　小林奈緒子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

神奈川県伊勢原市下落合四一〇番地の八

有限会社型伸工業

清算人　鈴木　四郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

横浜市磯子区中原三丁目七番一―六〇六号

有限会社ゼスト

清算人　橋本　哲郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

富山県高岡市京町九番一四号

有限会社羽岡

清算人　羽岡　正治

解散公告

当法人は、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

石川県金沢市有松一丁目四番八号

一般財団法人貴船会

代表清算人　北野　真一

解散公告

当社は、令和七年七月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津一三八三番地二

向栄合同会社

清算人　鄭　春艶

解散公告

当社は、令和七年八月十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

静岡市駿河区西脇七〇八番地の一

有限会社蒲藤

清算人　伊藤　光真

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の株主総会の決議により同月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

静岡県裾野市二ツ屋一三六番地の五

株式会社カイショウ

代表清算人　沓間　和枝

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

愛知県新城市豊栄一番地の一八五

有限会社クール

清算人　寺田　豊子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

三重県松阪市舞出町四三八番地一九

有限会社エクセル・ポリシュ

清算人　鈴木　紀彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番一一号

クラボウアネックスビル

フレートマンイーシー株式会社

代表清算人　岩下　裕也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

大阪市住之江区南加賀屋四丁目四番三三号

アスカ工業株式会社

代表清算人　葛本　建治

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

大阪府東大阪市豊浦町三番六号

太田物流サービス有限会社

清算人　太田登志生

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

奈良県御所市大字戸毛一〇六番地の九

一般社団法人新御所有害射猟会

代表清算人　西河　由春

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

広島県庄原市東本町三丁目一三番一〇号

株式会社勝光山研究所

代表清算人　矢野収二郎

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

岡山県小田郡矢掛町東川面一二〇一番地

池田チップ有限会社

清算人　齋藤　智子

解散公告

当社は、令和七年八月十八日開催の臨時株主総会の決議により、同年同月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

広島県呉市仁方本町三丁目七番一二号

ミカドテラス株式会社

代表清算人　寺岡　功

解散公告

当社は、令和七年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

広島市南区宇品神田二丁目一九番六号

株式会社みやけ

代表清算人　三宅　隆

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰五二五四番地

株式会社南阿蘇カントリークラブ

代表清算人　大塚　浩文

解散公告

当社は、令和七年八月二十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

大分県別府市大字鶴見一九五一番地の一五一

有限会社さかもと

清算人　坂本　幸子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月五日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

福島県いわき市平字作町一丁目九番三号村山ビル四―A号室磐城総合法律事務所

宗教法人神習教親睦講社

清算人　金田　康裕

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年八月二十二日岡山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

岡山県井原市井原町三一一番地一

井原市土地開発公社

清算人　猪原愼太郎

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年五月三十日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

福岡県久留米市高良内町七一八番地
農事組合法人高牟礼の里
清算人　古賀　一英

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

沖縄県宜野湾市普天間二丁目四九番一四号
医療法人信世会こはぐら耳鼻咽喉科
清算人　古波蔵　信

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

東京都八王子市大和田町六丁目一番一二号
新カレッジタウン管理組合法人
清算人　桃井創土史

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

愛知県愛西市上東川町宮東一一六番地
宗教法人眞友寺
清算人　浅野　一導

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十一月十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

愛知県名古屋市中川区柳川町二〇番七号
宗教法人寶林寺
清算人　玉腰　照幸

解散公告（第二回）

当組合は、農協法第七十二条の三十四第一項の規定により令和七年一月三十一日付けで解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

香川県高松市国分寺町新名一八四六
農事組合法人さぬき国分寺
代表清算人　兔子尾紀夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の定時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和七年八月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

香川県高松市香川町浅野一〇三五番地一
医療法人社団康和会
清算人　三好　康夫

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月四日熊本県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

熊本県上益城郡山都町下名連石五九三番一号
下名連石生産森林組合
清算人　山本　繁芳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月九日

和歌山県田辺市下屋敷町八七番地の一
医療法人広井眼科医院
清算人　廣井　義久

第51期決算公告

令和７年６月27日

埼玉県越谷市大里688
株式会社東栄パック
代表取締役社長　満村　　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,646
	固定資産	5,208
	合計	87,854
負債及び純資産の部	流動負債	16,190
	（うち賞与引当金）	(5,980)
	株主資本	71,664
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,664
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	59,164
	（うち当期純損失）	(228)
	合計	87,854

第 50 期 決 算 公 告

令和７年９月９日　　埼玉県川越市芳野台二丁目８番10号

ショーボンドマテリアル株式会社

代表取締役　荒井　　摂

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,239,289	流動負債	1,533,843
固定資産	691,732	固定負債	107,121
有形固定資産	593,337	株主資本	5,290,057
無形固定資産	39,214	資本金	230,000
投資その他の資産	59,180	資本剰余金	387,056
		資本準備金	107,056
		その他資本剰余金	280,000
		利益剰余金	4,673,000
		利益準備金	57,500
		その他利益剰余金	4,615,500
		（当期純利益）	(681,484)
資産合計	**6,931,021**	**負債・純資産合計**	**6,931,021**

第６期決算公告

令和７年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ・マーケティング株式会社
代表取締役　鯨岡　　翔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,286
	繰延資産	50
	資産合計	**173,336**
負純資債及産のび部	流動負債	171,030
	負債合計	**171,030**
	株主資本	2,306
	資本金	2,000
	利益剰余金	306
	その他利益剰余金	306
	（うち当期純利益）	(368)
	純資産合計	**2,306**
	負債・純資産合計	**173,336**

第６期決算公告

令和７年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ・レンディング株式会社
代表取締役　梶本　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	618,112
	固定資産	10,600
	資産合計	**628,712**
負純資債及産のび部	流動負債	569,205
	負債合計	**569,205**
	株主資本	59,507
	資本金	55,000
	利益剰余金	4,507
	その他利益剰余金	4,507
	（うち当期純利益）	(5,745)
	純資産合計	**59,507**
	負債・純資産合計	**628,712**

第24期決算公告

令和７年９月９日
東京都江東区永代二丁目37番28号
澁澤シティプレイス永代５Ｆ
トーコーテクノ株式会社
代表取締役　高森　　潔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,956,888
	固定資産	163,314
	合計	**2,120,202**
負純資債及産のび部	流動負債	254,358
	固定負債	108,178
	株主資本	1,757,666
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,717,666
	利益準備金	19,000
	その他利益剰余金	1,698,666
	（うち当期純利益）	(47,609)
	合計	**2,120,202**

第４期決算公告

令和７年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
一般社団法人ファンズ保全協会
代表理事　柳　　勝久

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,398
	固定資産	4,600
	繰延資産	56
	合計	**8,054**
負純資債及産のび部	流動負債	75
	負債合計	**75**
	正味財産	7,979
	基金	10,600
	剰余金	△2,621
	その他剰余金	△2,621
	（うち当期剰余金）	(△1,003)
	純資産合計	**7,979**
	合計	**8,054**

第２期決算公告

令和７年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
Funds Startups株式会社
代表取締役　前川　寛洋

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,268
	固定資産	35,095
	資産合計	**145,363**
負純資債及産のび部	流動負債	81,814
	負債合計	**81,814**
	株主資本	63,549
	資本金	50,000
	利益剰余金	13,549
	その他利益剰余金	13,549
	（うち当期純利益）	(25,824)
	純資産合計	**63,549**
	負債・純資産合計	**145,363**

第２期決算公告

令和７年８月27日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ不動産株式会社
代表取締役　藤田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	690,361
	固定資産	1,795
	資産合計	**692,156**
負純資債及産のび部	流動負債	241,102
	固定負債	390,000
	負債合計	**631,102**
	株主資本	61,054
	資本金	7,000
	利益剰余金	54,054
	その他利益剰余金	54,054
	（うち当期純利益）	(70,541)
	純資産合計	**61,054**
	負債・純資産合計	**692,156**

第３期決算公告

令和７年９月９日
東京都港区新橋四丁目21番３号
新橋東急ビル７階
株式会社i－MediX
代表取締役　山田　篤

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,279
	資産合計	14,279
負純資債及産のび部	流動負債	14,337
	固定負債	18,119
	役員退職引当金	79
	株主資本	△18,176
	資本金	10,000
	利益剰余金	△28,176
	その他利益剰余金	△28,176
	（うち当期純利益）	(4,797)
	負債・純資産合計	14,279

決　算　公　告

令和７年９月９日
東京都中央区銀座四丁目13番７号
正榮堂印刷株式会社
代表取締役　山中　孝夫

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,583
	固定資産	32,421
	資産合計	38,004
負純資債及産のび部	流動負債	66,625
	固定負債	16,730
	株主資本	△45,351
	資本金	21,000
	利益剰余金	△66,351
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	△71,601
	（うち当期純損失）	(1,611)
	負債・純資産合計	38,004

第18期決算公告

令和７年９月９日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー2603
アイキュー・イーキュー・ジャパン株式会社
代表取締役　ニコラス・シンジャン・リム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,420
	固定資産	12,882
	資産合計	133,303
負純資債及産のび部	流動負債	12,065
	（賞与引当金）	(2,360)
	株主資本	121,238
	資本金	5,000
	利益剰余金	116,238
	その他利益剰余金	116,238
	（当期純利益）	(38,639)
	負債・純資産合計	133,303

第36期決算公告

令和７年９月９日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー
株式会社ロジクール
代表取締役　笠原　健司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,598,201	流動負債	10,277,032
固定資産	1,883,182	（賞与引当金）	(58,143)
		（売上割戻引当金）	(2,837,291)
		（返品調整引当金）	(18,006)
		固定負債	731,657
		（その他の引当金）	(858)
		株主資本	472,694
		資本金	155,000
		利益剰余金	317,694
		その他利益剰余金	317,694
		（うち当期純利益）	(300,714)
資産合計	11,481,383	負債・純資産合計	11,481,383

第10期決算公告

令和７年８月27日　東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
ファンズ株式会社
代表取締役　藤田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,544,660	流動負債	6,051,724
固定資産	695,823	負債合計	6,051,724
		株主資本	1,107,973
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,781,266
		資本準備金	4,166,332
		その他資本剰余金	2,614,934
		利益剰余金	△5,773,293
		その他利益剰余金	△5,773,293
		（うち当期純損失）	(1,028,021)
		新株予約権	80,786
		純資産合計	1,188,759
資産合計	7,240,483	負債・純資産合計	7,240,483

第25期決算公告

令和７年９月９日　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
マイケル・ペイジ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役　チョン・ジン・コー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,791,300	流動負債	1,133,545
固定資産	189,200	賞与引当金	202,634
繰延資産（繰越税金資産）	231,668	その他引当金	787,990
		株主資本	1,078,624
		資本金	280,000
		利益剰余金	798,624
		その他利益剰余金	798,624
		（うち当期純利益）	(226,223)
資産合計	2,212,170	負債・純資産合計	2,212,170

第18期決算公告

2025年６月27日
東京都江東区東陽４丁目１番13号東陽セントラルビル
株式会社郵便局物販サービス
代表取締役社長　荒若　仁

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,828	流動負債	6,276
固定資産	3,236	固定負債	769
		負債合計	7,046
		株主資本	9,019
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	8,819
		その他利益剰余金	8,819
		（うち当期純利益）	(979)
		純資産合計	9,019
資産合計	16,065	負債・純資産合計	16,065

第57期決算公告

令和７年８月25日　山口県宇部市大字善和字三ツケ浴680番８
中央工事株式会社
代表取締役　田村　亮

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	141,222	流動負債	28,183
固定資産	35,670	固定負債	21,176
		（うち退職給与引当金）	(18,200)
		（うち特別修繕引当金）	(2,300)
		株主資本	127,533
		資本金	35,000
		利益剰余金	118,785
		利益準備金	12,750
		その他利益剰余金	106,035
		（うち当期純利益）	(8,521)
		自己株式	△26,252
資産合計	176,893	負債・純資産合計	176,893

第29期決算公告

令和７年６月26日　岡山市北区駅元町１番２－301号
株式会社ＪＲ西日本中国メンテック
代表取締役　大﨑　求

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,434,853	流動負債	1,814,782
固定資産	715,488	（賞与引当金）	(616,880)
		固定負債	103,539
		（退職給付引当金）	(101,643)
		株主資本	7,232,019
		資本金	80,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	6,852,019
		利益準備金	2,700
		その他利益剰余金	6,849,319
		（当期純利益）	(92,851)
資産合計	9,150,341	負債・純資産合計	9,150,341

第２期決算公告

令和７年７月31日
東京都新宿区新宿三丁目17番７号
株式会社ブックセラーズ＆カンパニー
代表取締役社長　宮城　剛高

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	190,199
	資産合計	190,199
負債純資産及び部	流動負債	113,428
	株主資本	76,770
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△23,229
	その他利益剰余金	△23,229
	（うち当期純損失）	（11,761）
	負債・純資産合計	190,199

第64期決算公告

2025年９月９日
東京都中央区日本橋箱崎町24番１号
株式会社日本アルトマーク
代表取締役社長　梅田　友彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,197,779
	固定資産	327,248
	資産合計	6,525,027
負債純資産及び部	流動負債	1,071,910
	賞与引当金	68,384
	固定負債	74,394
	退職給付引当金	44,490
	株主資本	5,378,722
	資本金	101,000
	利益剰余金	5,277,722
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	5,252,472
	（うち当期純利益）	（2,612,084）
	負債・純資産合計	6,525,027

第８期決算公告

令和７年９月９日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
Anomali Japan株式会社
代表取締役　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	23,367,039
	固定資産	303,111
	資産合計	23,670,150
負債純資産及び部	流動負債	16,985,724
	有給休暇引当金	125,642
	賞与引当金	14,220,781
	株主資本	6,684,426
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	1,684,426
	その他利益剰余金	1,684,426
	（うち当期純利益）	（1,573,849）
	負債・純資産合計	23,670,150

第49期決算公告

令和７年８月７日
神奈川県平塚市中原３丁目19番12号
ミドリ安全湘南株式会社
代表取締役　二宮　賢治

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	90,501
	固定資産	2,145
	合計	92,646
負債純資産及び部	流動負債	64,822
	株主資本	27,824
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,824
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	15,324
	（うち当期純利益）	（14,980）
	合計	92,646

第４期決算公告

令和７年９月９日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社ダイヤモンド企業情報編集社
代表取締役　阿部　泰芳

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	135,405
	合計	135,405
負債純資産及び部	流動負債	20,651
	株主資本	114,754
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	84,754
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	84,754
	（うち当期純利益）	（35,968）
	合計	135,405

第６期決算公告

令和７年９月９日
東京都中央区八丁堀三丁目５番４号
受発注バスターズ株式会社
代表取締役　川人　寛徳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	87,719,468
	固定資産	134,642,138
	合計	222,361,606
負債純資産及び部	流動負債	110,986,888
	固定負債	65,646,000
	株主資本	45,728,718
	資本金	67,051,400
	資本剰余金	48,050,124
	資本準備金	48,050,124
	利益剰余金	△69,372,806
	その他利益剰余金	△69,372,806
	（うち当期純損失）	（15,877,749）
	合計	222,361,606

Public Notice of Financial Result of the Business Year End December 31, 2024

September 9, 2025
Otemachi Park Building, 1—1—1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Alphadyne Asset Management Holdings Limited
Representative in Japan : Hirotaka Okada

Summary of Balance Sheet
(as of December 31, 2024)　(Unit : Yen in thousands)

Assets		Liabilities	
Account	Amount	Account	Amount
Current Assets	2,317,289	Current Liabilities	1,639,764
Tangible Fixed Assets	78,120	Noncurrent Liabilities	724,725
Investment and Other Assets	178,322	**Total Liabilities**	**2,364,489**
		Share Capital	113,584
		Retained Earnings	95,659
		Total Shareholders' Equity	**209,243**
		Total Equity	**209,243**
Total Assets	**2,573,733**	**Total Liabilities and Shareholders' Equity**	**2,573,733**

第35期決算公告

令和７年６月26日
神奈川県横須賀市夏島町１番地
株式会社日産アーク
代表取締役社長　浅見　孝雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,848
	固定資産	1,409
	合計	3,257
負債純資産及び部	流動負債	533
	固定負債	20
	退職給付引当金	16
	役員退職慰労引当金	4
	株主資本	2,704
	資本金	400
	利益剰余金	2,304
	（その他利益剰余金）	（2,272）
	（うち当期純利益）	（254）
	合計	3,257

第１期決算公告

令和７年９月９日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＡＡＪ　Ｆ特定目的会社
取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	19,338,018	流動負債	359,843
流動資産	1,238,460	固定負債	15,902,528
固定資産	18,099,557	負債合計	16,262,372
その他の資産	998,709	社員資本	4,074,355
流動資産	719,798	特定資本金	100
固定資産	270,694	優先資本金	4,017,000
投資その他の資産	270,694	剰余金	57,255
繰延資産	8,215	当期未処分利益	57,255
		純資産合計	4,074,355
資産合計	20,336,727	負債・純資産合計	20,336,727

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月11日
至　令和７年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	517,792
営業費用	460,053
営業利益	57,739
営業外収益	224
経常利益	57,963
税引前当期純利益	57,963
法人税、住民税及び事業税	708
当期純利益	57,255
当期未処分利益	57,255

准組合員の相続人届出に関するお知らせ

当組合の死亡した准組合員の農地につき単独の所有者として相続登記手続きを行った相続人または、前記以外の場合で相続人全員の合意をもって死亡した准組合員の権利を行使する代表者として定められた相続人は、「上野町名和前新田土地管理農業協同組合　基本財産の造成、管理、処分に関する規約」第七条の二第一項第三号の規定に基づき、准組合員の相続発生後一八〇日以内に当組合に届出てください。

令和七年九月九日
愛知県東海市名和町下新屋敷九番地の一三
上野町名和前新田土地管理農業協同組合
組合長代表理事　山口　林平

第３期決算公告

令和７年９月９日
石川県野々市市末松三丁目570番地
ファーメランタ株式会社
代表取締役　柊崎　庄吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,582
	固定資産	351,268
	合計	443,851
負債及び純資産の部	流動負債	497,546
	株主資本	△53,694
	資本金	100,000
	資本剰余金	103,000
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△256,694
	その他利益剰余金	△256,694
	（うち当期純損失）	(195,108)
	合計	443,851

第３期決算公告

令和７年８月20日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
ディエイチ・ディベロップメント・ファイブ特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	8,827,113	流動負債	32,924
特定資産合計	**8,827,113**	固定負債	9,537,562
その他の資産		**負債合計**	**9,570,487**
流動資産	1,029,004	社員資本	304,158
固定資産	17,798	特定資本金	100
繰延資産	728	優先資本金	900,000
		剰余金	△ 595,941
		当期未処理損失	595,941
その他の資産合計	**1,047,531**	**純資産合計**	**304,158**
資産合計	**9,874,645**	**負債・純資産合計**	**9,874,645**

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	284,131
営業費用	759,050
営業損失	474,918
営業外収益	981
営業外費用	500
経常損失	474,437
税引前当期純損失	474,437
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	474,727
前期繰越損失	121,214
当期未処理損失	595,941

第２期決算公告

令和７年９月９日
愛知県名古屋市中区錦一丁目５番11号
東海白金ホールディングス株式会社
代表取締役　山田　和孝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,026
	固定資産	2,273,981
	合計	2,279,007
負債及び純資産の部	流動負債	128,897
	固定負債	1,524,500
	株主資本	625,610
	資本金	427,050
	資本剰余金	419,950
	資本準備金	419,950
	利益剰余金	△221,389
	その他利益剰余金	△221,389
	（うち当期純損失）	(29,795)
	合計	2,279,007

第35期決算公告

令和７年９月９日　愛知県一宮市栄四丁目６番８号
株式会社アイ・シー・シー
代表取締役　西岡　隆夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,061	流動負債	388
固定資産	1,627	固定負債	288
		負債合計	**677**
		株主資本	2,011
		資本金	675
		資本剰余金	4
		資本準備金	4
		利益剰余金	1,333
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	1,296
		純資産合計	**2,011**
資産合計	**2,688**	**負債・純資産合計**	**2,688**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,133
売上原価	1,807
売上総利益	325
営業利益	115
営業外収益	9
営業外費用	4
経常利益	120
特別利益	1
特別損失	1
税引前当期純利益	120
法人税、住民税及び事業税	36
法人税等調整額	△5
当期純利益	89

第43期決算公告

令和７年９月９日
愛知県長久手市蟹原2109番地
エイテック株式会社
代表取締役　浅田　澄夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,899
	固定資産	43,958
	合計	107,857
負債及び純資産の部	流動負債	49,667
	株主資本	58,190
	資本金	35,000
	利益剰余金	27,120
	利益準備金	1,935
	その他利益剰余金	25,185
	（うち当期純利益）	(50)
	自己株式	△3,930
	合計	107,857

決算公告

令和７年９月９日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号
ＰＭＯＥＸ日本橋茅場町８階Ａ室
バンクウェアジャパン株式会社
代表取締役　李　暻祚

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	195,546
	固定資産	32,709
	資産合計	228,256
負債及び純資産の部	流動負債	211,034
	株主資本	17,221
	資本金	155,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	△202,778
	繰越利益剰余金	△202,778
	（うち当期純損失）	(149,198)
	負債・純資産合計	228,256

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円、資本準備金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月九日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目一二番一〇号ＰＭＯＥＸ日本橋茅場町八階Ａ室　バンクウェアジャパン株式会社
代表取締役　李　暻祚

第３期決算公告

令和７年９月９日
三重県四日市市霞二丁目１番地の１
ＬｏｃａｌＤｅｓｉｇｎＭｉｅ株式会社
代表取締役　森　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,102
	固定資産	0
	資産合計	22,102
負債及び純資産の部	流動負債	957
	固定負債	—
	負債合計	957
	株主資本	21,145
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,145
	その他利益剰余金	1,145
	（うち当期純利益）	(522)
	純資産合計	21,145
	負債・純資産合計	22,102

第12期決算公告

令和７年９月９日
東京都台東区台東４丁目５番８号
スペースヒロ301号室
株式会社銀河システムソリューション
代表取締役　熊井　久隆

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	153,484,462
	固定資産	20,000,000
	資産合計	173,484,462
負債及び純資産の部	流動負債	38,770,274
	固定負債	12,520,000
	株主資本	122,194,188
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	72,194,188
	その他利益剰余金	72,194,188
	（うち当期純損失）	(279,399)
	負債・純資産合計	173,484,462

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月九日
東京都台東区台東四丁目五番八号スペースヒロ三〇一号室
株式会社銀河システムソリューション
代表取締役　熊井　久隆

第35期決算公告　令和７年９月９日
東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング17階
ＴＭコンサルティング株式会社
代表取締役　大野　嘉彦
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	41,695,088
	固定資産	12,098,286
	資産合計	53,793,374
負純資産の及び部	流動負債	226,866
	株主資本	53,896,017
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	13,896,017
	その他利益剰余金	13,896,017
	（うち当期純利益）	(1,474,995)
	評価・換算差額等	△329,509
	その他有価証券評価差額金	△329,509
	負債・純資産合計	53,793,374

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月九日
東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号
西新宿三井ビルディング一七階
ＴＭコンサルティング株式会社
代表取締役　大野　嘉彦

第８期決算公告　令和７年９月９日
大阪府吹田市山田丘２番８号
ベリオセラピア株式会社
代表取締役　田原　栄治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	574,031
	固定資産	20,079
	合計	594,111
負純資産の及び部	流動負債	405,383
	固定負債	20,000
	株主資本	168,728
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,916,290
	資本準備金	959,644
	その他資本剰余金	956,645
	利益剰余金	△1,757,562
	その他利益剰余金	△1,757,562
	（うち当期純損失）	(375,728)
	合計	594,111

第７期決算公告　令和７年９月９日
名古屋市中村区則武二丁目12番７号
株式会社寺島
代表取締役　寺島　　徹
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	136,965
	固定資産	2,027,256
	負債合計	1,971,792
	合計	2,164,221
負純資産の及び部	流動負債	705,691
	固定負債	1,266,101
	株主資本	192,429
	資本金	100,000
	利益剰余金	92,429
	その他利益剰余金	92,429
	（うち当期純利益）	(32,076)
	純資産合計	192,429
	合計	2,164,221

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月九日
名古屋市中村区則武二丁目一二番七号
株式会社寺島
代表取締役　寺島　　徹

第５期決算公告
令和７年９月９日
大阪府大阪市東成区東小橋一丁目11番10号
株式会社ロンコ・インベストメント・マネジメント
代表取締役　福西　靖之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,387
	固定資産	741,136
	資産合計	867,523
負純資産の及び部	流動負債	67,922
	固定負債	681,331
	株主資本	118,268
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,268
	その他利益剰余金	108,268
	（うち当期純利益）	(45,272)
	負債・純資産合計	867,523

第21期決算公告
令和７年９月９日
大阪府堺市堺区出島町二丁７番72号
株式会社ヒューマンテクノクリエイト
代表取締役　早瀬　正義
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	153,765,558
	固定資産	32,456,202
	資産合計	186,221,760
負純資産の及び部	流動負債	70,393,515
	固定負債	81,000,000
	株主資本	34,828,245
	資本金	60,000,000
	資本剰余金	30,000,000
	資本準備金	30,000,000
	利益剰余金	△55,171,755
	その他利益剰余金	△55,171,755
	（うち当期純利益）	(4,582,874)
	負債・純資産合計	186,221,760

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三〇〇〇万円、資本準備金の額を三〇〇〇万円減少し、それぞれ三〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月九日
大阪府堺市堺区出島町二丁七番七二号
株式会社ヒューマンテクノクリエイト
代表取締役　早瀬　正義

第32期決算公告　令和７年７月28日
和歌山県海南市冷水851
株式会社ぼん家具
代表取締役　武藤　竜太
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,698
	固定資産	287
	資産合計	2,986
負純資産の及び部	流動負債	856
	賞与引当金	19
	固定負債	47
	退職給与引当金	31
	株主資本	2,082
	資本金	10
	利益剰余金	2,072
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	2,070
	（うち当期純損失）	(56)
	負債・純資産合計	2,986

決　算　公　告　令和７年９月９日
大阪市城東区関目一丁目５番３号
相互タクシー株式会社
代表取締役　小野　幸親
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,816
	固定資産	1,211,260
	合計	1,400,076
負純資産の及び部	流動負債	815,680
	固定負債	284,244
	株主資本	300,152
	資本金	284,341
	利益剰余金	441,742
	利益準備金	71,085
	その他利益剰余金	370,656
	（うち当期純損失）	(224,599)
	自己株式	△425,930
	合計	1,400,076

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億四百三十四万千五百円減少し八千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月九日
大阪市城東区関目一丁目五番三号
相互タクシー株式会社
代表取締役　小野　幸親

第31期決算公告　令和７年９月９日
福岡市南区野間一丁目11番25号
新松嵜ビル105号
株式会社粧和
代表取締役　諸正　和彦
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,907
	固定資産	13,746
	合計	75,654
負純資産の及び部	流動負債	112,274
	固定負債	28,983
	株主資本	△65,603
	資本金	6,000
	利益剰余金	△71,603
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	△71,903
	（うち当期純損失）	(2,765)
	合計	75,654

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の機械設備部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月九日

茨城県水戸市堀町一一二五番地の二一
シティハイムＴＫほりかわ二〇一
（甲）株式会社ハイライズ
代表取締役　佐久間博史

茨城県日立市十王町友部一六五三番地
（乙）株式会社ジェイテック
代表取締役　佐久間博史

第５期決算公告

令和７年９月９日

茨城県日立市十王町友部1653番地５
株式会社ジェイテック
代表取締役　佐久間博史

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	129,565
	固定資産	31,662
	合計	161,228
負純資産債及の部	流動負債	42,804
	固定負債	31,723
	株主資本	86,700
	資本金	5,000
	利益剰余金	81,700
	その他利益剰余金	81,700
	（うち当期純利益）	(30,459)
	合計	161,228

第１期決算公告

令和７年９月９日

茨城県水戸市堀町1125番地の21シティハイムＴＫほりかわ201
株式会社ハイライズ
代表取締役　佐久間博史

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,216
	固定資産	6,278
	合計	22,494
負純資産債及の部	流動負債	12,743
	固定負債	7,776
	株主資本	1,974
	資本金	1,000
	利益剰余金	974
	その他利益剰余金	974
	（うち当期純利益）	(974)
	合計	22,494

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月九日

東京都世田谷区池尻一丁目七番一九号
三宿タイニーテラス
（甲）株式会社ＭＥＲＣＩＨＯＭＭＥ
代表取締役　猪狩しのぶ

東京都世田谷区池尻一丁目七番一九号
三宿タイニーテラス
（乙）株式会社ステッカー
代表取締役　猪狩しのぶ

第６期決算公告

令和７年９月９日

東京都世田谷区池尻一丁目７番19号
三宿タイニーテラス
株式会社ステッカー
代表取締役　猪狩しのぶ

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,261
	合計	1,261
負純資産債及の部	流動負債	11,713
	株主資本	△10,452
	資本金	7,000
	利益剰余金	△17,452
	その他利益剰余金	△17,452
	（うち当期純損失）	(4,076)
	合計	1,261

第８期決算公告

令和７年９月９日

東京都世田谷区池尻一丁目７番19号
三宿タイニーテラス
株式会社ＭＥＲＣＩＨＯＭＭＥ
代表取締役　猪狩しのぶ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	143,484
	固定資産	472,491
	合計	615,975
負純資産債及の部	流動負債	7,325
	固定負債	252,565
	株主資本	356,085
	資本金	1,000
	利益剰余金	355,085
	その他利益剰余金	355,085
	（うち当期純損失）	(23,567)
	合計	615,975

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のクリーニング事業、宅配クリーニング事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月九日

東京都港区西新橋二丁目八番六号
（甲）ニューブリッジ11株式会社
代表取締役　安東　泰志

東京都足立区保木間一丁目五番四号
（乙）株式会社喜久屋
代表取締役　中畠　信一

甲の貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	641,719
	繰延資産	357,401
	資産合計	999,120
負純資産債及の部	株主資本	999,120
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△880
	その他利益剰余金	△880
	（うち当期純損失）	(880)
	負債・純資産合計	999,120

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	221,686,750
	固定資産	485,548,356
	繰延資産	19,582,400
	資産合計	726,817,506
負純資産債及の部	流動負債	161,660,017
	固定負債	931,513,725
	株主資本	△366,356,236
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△376,356,236
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	△378,856,236
	（うち当期純損失）	(14,982,801)
	負債・純資産合計	726,817,506

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月九日

広島市南区宇品神田二丁目七番五号
（甲）株式会社ＳＯＺＯ
代表取締役　平岡　健

広島市南区出島二丁目一二番三七号
（乙）創造設計株式会社
代表取締役　平岡　健

第46期決算公告

令和７年９月９日

広島市南区宇品神田二丁目７番５号
株式会社ＳＯＺＯ
代表取締役　平岡　健

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,611
	固定資産	16,310
	合計	23,922
負純資産債及の部	流動負債	21,248
	固定負債	11,829
	株主資本	△ 9,156
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 19,156
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	△ 20,506
	（うち当期純利益）	(1,742)
	合計	23,922

第52期決算公告

令和７年９月９日

広島市南区出島二丁目12番37号
創造設計株式会社
代表取締役　平岡　健

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	122,020
	固定資産	416,797
	合計	538,817
負純資産債及の部	流動負債	18,063
	固定負債	198,623
	株主資本	322,131
	資本金	10,000
	利益剰余金	312,131
	利益準備金	1,850
	その他利益剰余金	310,281
	（うち当期純利益）	(18,213)
	合計	538,817

第36期決算公告

令和７年９月９日

兵庫県西宮市瓦林町12番15号

巧工務店株式会社

代表取締役　村岡　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	685,343
	固定資産	262,230
	合計	947,574
負債及び純資産の部	流動負債	149,134
	固定負債	15,750
	株主資本	782,689
	資本金	10,000
	利益剰余金	772,689
	利益準備金	3,560
	その他利益剰余金	769,129
	（うち当期純利益）	(29,878)
	合計	947,574

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月九日

兵庫県西宮市瓦林町一二番一五号

（甲）巧工務店株式会社

代表取締役　村岡　直樹

兵庫県西宮市瓦林町一二番一五号

（乙）株式会社木田

代表取締役　村岡　直樹

第７期決算公告

令和７年６月25日

沖縄県浦添市西洲２丁目９番地４

琉球ミート株式会社

代表取締役　比嘉　清秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,985,000
	固定資産	624,628
	合計	2,609,628
負債及び純資産の部	流動負債	175,973
	固定負債	1,000
	株主資本	2,432,655
	資本金	60,000
	資本剰余金	1,802,192
	利益剰余金	570,462
	利益準備金	1,080
	その他利益剰余金	569,382
	（うち当期純利益）	(152,555)
	合計	2,609,628

第20期決算公告

令和７年９月９日

京都市下京区中堂寺粟田町93番地

京都リサーチパーク４号館４階

株式会社ＳＯＢＡプロジェクト

代表取締役　乾　　和志

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,341
	固定資産	22,290
	合計	134,631
負債及び純資産の部	流動負債	13,064
	株主資本	121,566
	資本金	68,500
	資本剰余金	42,500
	資本準備金	42,500
	利益剰余金	10,566
	その他利益剰余金	10,566
	（うち当期純利益）	(11,928)
	合計	134,631

株式交付公告

当社（甲）は、株式会社ＳＯＢＡプロジェクト（乙、住所：京都市下京区中堂寺粟田町九三番地京都リサーチパーク四号館四階）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしました。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月九日

福岡市早良区百道浜二丁目三番八号

売れるネット広告社グループ株式会社

代表取締役　加藤公一レオ

第22期決算公告

令和７年８月８日

福岡県うきは市浮羽町高見215番地

株式会社テクノ月星

代表取締役　柿永　正利

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,469
	固定資産	1,310
	合計	2,779
負債及び純資産の部	流動負債	1,649
	固定負債	333
	株主資本	797
	資本金	90
	利益剰余金	707
	その他利益剰余金	707
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	2,779

第108期決算公告

2025年９月９日

愛知県一宮市せんい二丁目５番11号

豊島株式会社

代表取締役社長　豊島　半七

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**91,291**	**流動負債**	**54,942**
固定資産	**95,570**	**固定負債**	**12,366**
有形固定資産	23,170	**負債合計**	**67,309**
無形固定資産	276	**株主資本**	**93,999**
投資その他の資産	72,122	**資本金**	**3,000**
		資本剰余金	**127**
		（資本準備金）	(127)
		利益剰余金	**90,872**
		（利益準備金）	(750)
		（その他利益剰余金）	(90,122)
		評価・換算差額等	**25,552**
		その他有価証券評価差額金	25,743
		繰延ヘッジ損益	△ 191
		純資産合計	**119,551**
資産合計	**186,861**	**負債・純資産合計**	**186,861**

損益計算書の要旨

（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**216,222**
売上原価	**183,679**
売上総利益	**32,542**
販売費及び一般管理費	23,052
営業利益	**9,490**
営業外収益	3,925
営業外費用	345
経常利益	**13,069**
特別利益	43
特別損失	820
税引前当期純利益	**12,292**
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等還付税額	△ 140
法人税等調整額	3,230
当期純利益	**9,194**

第78期決算公告

令和７年９月９日

名古屋市南区豊二丁目12番１号

株式会社テクノタジマ

代表取締役　田島　寛将

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,333,841
	固定資産	797,608
	合計	4,131,449
負債及び純資産の部	流動負債	1,846,911
	固定負債	548,877
	退職給付引当金	6,834
	役員退職引当金	125,255
	特別修繕引当金	13,623
	株主資本	1,618,210
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,573,210
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,561,960
	（うち当期純利益）	(58,361)
	評価・換算差額等	117,450
	その他有価証券評価差額金	117,450
	合計	4,131,449